

宮崎市中心市街地活性化基本計画について

山本 哲也 宮崎市企画部中心市街地活性化推進室

はじめに

本市は、「太陽と緑のくに」のイメージで知られる宮崎県の県央部に位置し、南北約 35 km にわたる海岸線と沿岸を流れる黒潮の影響により、温暖かつ風光明媚な気候風土となっている。

市域は、過去 6 度の合併により約 597 km² にまで拡大し、人口も平成 17 年度まで一貫して増加傾向にあるものの、市街地はこれまでの都市計画の効果によって比較的コンパクトにまとまった形状をしており、中心商業地を核として同心円状に市街地が形成されている。

中心市街地は、明治初期に県庁が設置されて以来急速に市街化が進み、戦災復興事業により現在の市街地の基盤が形づくられている。その後は一貫して、この地域が県・市の中核機能を担ってきたが、急速な人口増加に対応するため周辺部での宅地開発が進むと、中心部の人口は減少を始め、それに伴いまちのにぎわいも拡散していった。

このような状況に対応するため、平成 10 年に中心市街地活性化基本計画を策定し、各種施策を推進してきたが、中心市街地の衰退に歯止めがかからず、今後本格的な人口減少・超高齢社会の到来する中、環境問題や都市の活力維持への対応を課題として、宮崎らしいコンパクトシティの具現化のため、多様な主体の参画を得な

がら平成 17 年度から新たな基本計画の策定に取り組んだ。

基本理念

本計画においては、旧計画の基本理念「夢を育むみんなの街」を継承している。これは、いろいろな人が、様々な目的（＝夢）をもって中心市街地を訪れ、思い思いの時間を過ごすことができる（＝育む）、みんなにとって必要不可欠な場所としてあり続けるまち、であることを目指すものである。

また、新たに具体的なまちづくりの理念として「橋通りを中心とした公園化」を併せて掲げている。具体的なイメージとしては、中心市街地が公園のように花や緑で縁取られ、その中に文化的施設や魅力ある商業施設が立ち並び、まちを散策することそのものを楽しむことができるような市街地となることを目指している。

これらの理念の下、人と環境にやさしい交通体系づくりを推進し、にぎわい・まちなか居住環境・就業機会を増進させ、宮崎らしいコンパクトシティの実現を図る。

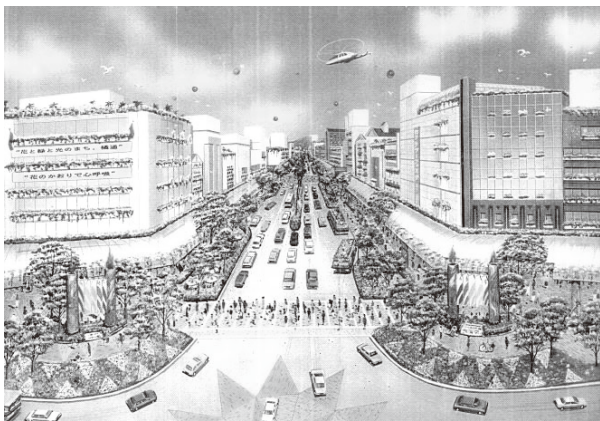
橋通りの公園化構想

宮崎県ではこれまで、「宮崎県沿道修景美化

条例」の制定等、宮崎の特徴である豊かな自然を背景に、これらをいかした先進的なまちづくりとして、全県公園化に向けた取組が推進されてきた。『橋通りの公園化構想』は、この流れを中心市街地で展開しようとするもので、大淀川沿いの橋公園や県庁前楠並木、ワシントンアパームの街路樹など既存ストックを活用した、これからの人口減少社会、超高齢社会、地球環境問題に対処するまちづくりの一つである。

これは、美しく豊かな環境につつまれた街が人の心に潤いや安らぎを与え人の集いやコミュニティを生み健全な人間性や文化を育てていくという理念の下、中心市街地を過度に車に依存した社会から脱却させ人優先の空間へと転換を図っていくことを目的としている。また、その手段としては、交通環境の改善、市民の理解、関係行政機関の合意を前提に、中心市街地のシンボルロード「橋通り」について、現在の6車線の道路空間を再配分し、公園的な要素を含めた空間整備を図ることを視野に入れている。

そのため、本計画には「橋通り公園化の社会実験実施に向けた基礎調査」及び「既存ストックの有効活用社会実験」という2つの事業を位置付けており、具体的な社会実験の実施計画等を策定するための「橋通り公園化の社会実験実施に向けた検討会」を本年6月に設置し、その課題の抽出や評価方法などを検討していくこととしている。



橋通りを中心とした公園化のイメージ

中心市街地の区域

本市の中心市街地は、選択と集中の観点から、旧基本計画の区域（217 ha）を見直し、本市の重要な商業集積地である橋通り3丁目周辺を中心に、陸の玄関口 JR 宮崎駅周辺と市役所とを結ぶ、中心市街地のシンボルロード「高千穂通線」と「橋通線」を骨格として、東は「老松通線」、南は「大淀川」、西は「黒迫通線」、北は「中津瀬通線」に囲まれた、南北約 1.5 km 東西約 1.3 km 面積 162 ha の区域と設定した。

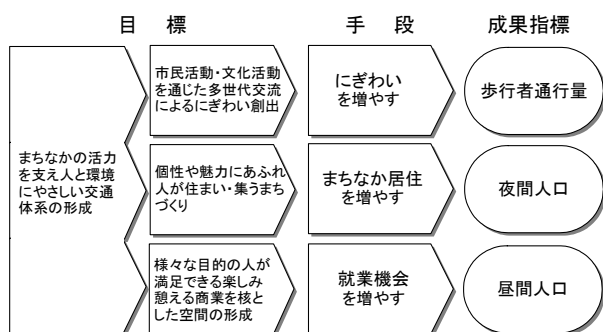


基本目標と成果指標

中心市街地活性化の達成度を点検・評価するため、4つの目標を設定し、それぞれの関係を整理するとともに目標を指標化し、定量的に検証可能な成果指標を設定した。(次頁 図表1参照)

目標「まちなかの活力を支え人と環境にやさしい交通体系の形成」については、中心市街地活性化の全体を支える目標として位置付けており、他の3つの目標については、市民に実感として活性化の進捗が感じられ、かつ目標達成の度合いを測定することができる成果指標を定め、それぞれに数値目標を設定した。(次頁 図表2参照)

図表1 目標と成果指標



○目標年次

平成23年度	計画期間：平成19年5月～24年3月（4年11月）
--------	---------------------------

図表2 成果指標、数値目標

成果指標	基準値	目標値	目標増加数
歩行者通行量	46,500人	84,600人	38,100人
夜間人口	7,575人	8,025人	450人
昼間人口	※	900人増加	同左

※平成18年度事業所・企業統計調査の結果により確定。

主要プロジェクト

本計画には、目標達成のために67事業を位置付けている。核となる主要プロジェクトは次のとおり。

1. にぎわいの創出

■（仮称）アートセンターの整備

橋通西三丁目地区第一種市街地再開発事業



「文化・芸術によるコミュニティの再生拠点」となる施設（広場を含む）を整備する。

■「Do まんなかモール」のイベント



5つの大型店と7つの商店街の共同組織「Do まんなかモール委員会」が、協調して各種イベント等を実施する。（H18実績：168回）

■みやざき国際ストリート音楽祭



橋通りの公園化を象徴するイベントとして、橋通りを舞台に、市民参加による国際音楽祭を行う。

■まちなかプレイパーク



NPOによる子どもの一時預かりや親子向けのイベントを行う。

2. 交通利便性の向上

■複合交通センターの整備(宮崎駅西口拠点施設)



鉄道・バスの乗り換え利便性の向上、及び駅西口における商業・業務・公益施設等の新たな都市拠点機能を創出するため、複合交通センターを整備する。

■立体駐車場の整備

■駐車場共同利用システムの構築

橋通東三丁目地区第一種市街地再開発事業



アクセス利便性の向上を図る大型立体駐車場を整備し、回遊性を高める周辺駐車場との共同利用化を推進する。

3. まちなか居住環境の向上

■橋通東2丁目地区の再開発

居住環境の改善と同時に、居住・商業・業務・公益施設等の機能を創出する。

■家賃助成と建設費補助

高齢者、子育て世代への家賃助成と事業主への建設費補助を行う。

■まちなかフラワーパーク



まちなかの緑化と、橋通りの公園化を推進するため、市民による植栽ボランティアを行う。

4. 商店街の魅力向上・就業機会の創出

■駅前商店街のリニューアル

アーケードを撤去し、オープンモール化に向け、電線類地中化やカラー舗装、オーニング設置等を行う。

■都市型産業等の誘致育成

「宮崎市企業団体連絡協議会」を通じ企業のニーズを把握しながら都市型産業等の誘致育成に努める。

5. 「橋通りの公園化」に向けて

■橋通り空間の活用調査・検討



橋通りを、将来的なにぎわいづくり・地域コミュニティ再生の場としての活用に向け、道路空間の再配分を視野に入れた基礎調査及び社会実験を行う。(写真は楠並木通り)

推進体制の整備等

1. 中心市街地活性化推進室の設置

本市では、当初の中心市街地活性化基本計画を平成10年に策定し、各種プロジェクトを推進してきた。平成15年度には、より一層の活性化に取り組むため、企画部に「中心市街地活性化推進室」を設置し、関係部局の連携確保による推進体制の強化を図っている。平成19年度時点における要員は7名である。

2. 新中心市街地活性化基本計画策定体制

新たな中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、都市の持つ機能に着目し4つの専門部会を設置し、各都市機能の増進を図る観点から施策構築の議論を行った。

加えて、専門部会の議論を集約・調整する組織として合同部会、計画案を最終的に確認する組織として対策委員会を設置した。それぞれの委員は、商業者団体、NPO、市民団体、学識経験者、関係行政機関等により構成された。なお、これらの検討組織は基本的に中心市街地活性化協議会へ移行している。

このほか、市内部に部長級による庁内推進会議と、課長級からなる同幹事会を設置している。(次頁 図表3 参照)

－各委員会開催数と検討項目－

専門部会	25回	都市機能を高めるプロジェクトの作成
合同部会	5回	専門部会の集約
対策委員会	2回	最終的な計画案の承認
庁内推進会議	2回	行政施策との調整

3. 中心市街地活性化協議会

本市では、従来から多様な主体の参加によって基本計画の策定を行ってきたが、中心市街地活性化協議会の法制化により、その仕組みと役

割が明確化された。

必須構成員として、「経済活力の向上の柱」となる宮崎商工会議所と、「都市機能の増進の柱」となる「財団法人宮崎市花のまちづくり公社」(市が中心市街地整備推進機構に指定)が規約を定め同協議会を設置した。任意構成員については、中心市街地活性化基本計画の検討組織の委員を基本として、幅広い主体の参画により構成した。

おわりに

本市の基本計画策定は、平成17年7月に着手し、認定を受けた平成19年5月まで約2年間に及び、その間、法改正とそれに伴う基本方針や認定申請マニュアルの公表等を踏まえながらの作業となった。

策定に際し、参加・協力をいただいた多くの関係者の方々をはじめ、事前相談から認定に至るまで、懇切丁寧に助言をいただいた内閣府担当室、九州経済産業局及び九州地方整備局の皆様にも衷心より感謝申し上げたい。

中心市街地を取り巻く状況は依然として厳しいものの、「橋通りを中心とした公園化」の理念の下、花と緑に彩られた歩いて楽しめる中心市街地づくりを推進するため、これからも関係者との連携を密に各事業を確実に推進するとともに、成果の検証を継続的に実施しながら適切なフォローアップを行い、中心市街地の活性化につなげていく。

(やまもと てつや)

図表3 基本計画策定体制・認定申請の流れ

